

福岡県立京都高等学校常磐会関東支部規約

第1条(名称)

本会は、常磐会会則第6条に基づき、福岡県立京都高校常磐会関東支部と称する。

第2条(目的)

本会は、会員相互の親睦を深めるとともに、常磐会及び母校京都高校の発展に寄与し、進んで地域社会のために尽くすことを目的とする。

第3条(会員)

本会の会員は、前条の目的に賛同する、関東地方およびその周辺地域に居住するかまたは居住したことのある京都高等学校の卒業生で構成する。

第4条(役員)

本会は次の役員を置く。

代表 1 名

幹事 4 名

会計監事 2 名

第5条(代表)

本会を代表して会務を統括する代表は、総会において選出する。

第6条(幹事および会計監事)

- 1 幹事および会計監事は会員の中から代表が指名し、総会で承認を得る。
- 2 任期途中の役員に欠員が生じた場合、代表が補充の有無等を決定する。
- 3 幹事は代表を補佐し、代表に事故あるときはその職を代行する。
- 4 会計監事は本会の会費に関わる収支の監査を行い、総会でその結果を報告する。

第7条(役員の任期)

役員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

第8条(総会)

本会の総会は毎年 1 回開催する。本会の運営状況を報告し、必要に応じて決議する。

なお、総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決定する。

第9条(会費)

本会は、年会費を徴収しない。懇親会等の費用は、都度実費相当の会費を徴収する。

第10条(活動年度)

本会の活動年度は毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までとする。

第11条(規約改正)

本規約の改正は、総会において出席会員の3分の2以上の同意をもって決定する。

第12条(個人情報の取り扱い)

会員の個人情報は、本会の活動以外の目的では使用しない。

第13条(その他)

この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は幹事間で相談し、代表が必要と認めた場合は総会に諮る。

附則

- 1 本規約は、令和 8 年 7 月 4 日から施行する。

福岡県立京都高校常磐会関東支部 役員一覧

代表 村田 佳之(24 回生)

幹事 栗山 幸一(31 回生)
神崎 敬三(31 回生)
白石 伸一(32 回生)
渡辺 泰章(43 回生)

会計監事 遠藤 文子(24 回生)
北田 悦子(24 回生)

(関東支部連絡先)

代表 村田 佳之

メールアドレス yosiyuki@df6.so-net.ne.jp

スマホアドレス music_tii@softbank.ne.jp